



令和 7 年度

茨城県阿見町
地域おこし協力隊隊員

募集中!



令和7年度 阿見町地域おこし協力隊 募集要項



【茨城県阿見町ってどんな町？】

本町は、茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。首都東京へは南に約60km、県都水戸へは北に約40km、成田国際空港へは東南に約30kmの位置にあり、東京、水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあります。

産業では、福田工業団地、筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地の3つの工業団地を擁するほか、阿見東インターチェンジに隣接する阿見吉原地区への企業立地が進み、強固な産業基盤と雇用の場が創出されています。また、平成29年に茨城県内全区間が開通した圏央道の4車線化が進められており、町内に2つのインターチェンジを通じたアクセス性と利便性のさらなる向上が期待されています。

農業では、豊富な水資源と温和な気候に恵まれた自然環境を活かし、町の名を冠した「阿見グリーンメロン」、銘柄産地指定を受けた「れんこん」、銘柄推進産地の指定を受けた「すいか（大玉）」など、自慢の特産品が数多く生産されています。また、「常陸秋そば」や「甘藷」の産地振興に向けた取組や、特産品を活かした商品開発などの6次産業化も進められています。

観光では、平成21年に開業した「あみプレミアム・アウトレット」に多くの観光客が訪れているとともに、平成22年に開館した予科練平和記念館では、阿見町の貴重な歴史遺産である予科練、旧海軍航空隊など、本町の戦史記録を保存・展示しており、令和6年8月に累計来館者数70万人を達成しました。さらには、令和4年6月に元横綱稀勢の里関の相撲部屋「二所ノ関部屋」が開所し、観光面のみならず、スポーツ、文化など、様々な場面での連携が進んでいます。

SDGsの推進では、これまでの取組が評価され、令和6年5月に内閣府より県内3都市目となる「SDGs未来都市」に認定されました。“地域力で実現する持続可能なまちづくり”を目指すため、多様化する地域の課題に対して、行政が全て解決しようとするのではなく、町民自らがまちづくりの担い手となり、自分たちの地域のことは自分たちで解決するまちを目指しています。

今回の地域おこし協力隊募集では、あみ観光協会が令和7年4月から法人化するに併せ、町の地域資源を活用した賑わいの創出のために、地域活性化に資する取り組みを企画・活動し、町の魅力をとことん発掘して高めてくれる方を募集いたします。



▲町ホームページ



▲あみ観光協会



▲あみの土から



▲ふるさと納税について

1. 業務概要

令和7年度より運営を開始する一般社団法人あみ観光協会の事務局職員として、以下の事項について活動する。

- (1) 観光協会事業（物販事業・プロモーション事業・ツアー事業等）における運営サポートと各事業の効果検証
- (2) 新たな阿見町らしい収益事業の企画・提案
- (3) 観光情報の収集と発信（SNS等を積極的に活用した情報発信）
- (4) その他、観光協会に関する業務

2. 募集対象

下記(1)～(9)全ての要件を満たす方で、コミュニケーション能力や人柄を重視します。

- (1) 令和7年4月1日現在で20歳以上50歳以下の方
- (2) 現在、三大都市圏の都市地域または政令指定都市（条件不利区域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通して生活拠点を阿見町に移し、採用後に住民票を異動できる方
- (3) 土日祝祭日も出勤可能な方
- (4) 心身ともに健康である方
- (5) 普通自動車運転免許証を所持している方
- (6) パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント・メール等）およびインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方
- (7) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も阿見町に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (8) 地域の住民と協力しながら、地域の活性化に向けて積極的に行動できる方
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

3. 委嘱形態 「阿見町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき町長が委嘱します。

4. 募集人数 1名

5. 勤務地 阿見町内を拠点（あみ観光協会）に置き活動していただきます。

6. 勤務時間

- (1) 勤務日数：月20日程度（原則は、役場の開庁日数を勤務日数とします。）
- (2) 勤務時間：概ね1日当たりの勤務時間は7時間45分とします。

7. 地域おこし協力隊について

(1) 委嘱形態・期間

- ア 上記業務概要に規定する活動を委託します。委託内容については、協議により決定し、町と業務委託契約を締結して活動します。
- イ 町との雇用関係はないため、健康保険および年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入いただく必要があります。
- ウ 町が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。(副業を行うことが可能です。)ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。
- エ 協力隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は令和7年4月1日以降、委嘱の日から令和8年3月31日までを最初の期間とします。
- オ 次年度以降の委嘱および契約については、各年度終了時に活動状況や実績を勘案し、最長3年間まで延長します。

(2) 勤務日および勤務時間

活動日数や活動時間は、当初の活動計画や提案事業の活動内容によって異なるため、委託契約締結の際、協議の上決定します。

(3) 委託等

- ア 委託料(人件費分)上限320万円(月額上限266,000円。端数分は年度末に調整。)
- イ 委託料(活動費分)上限200万円(年間)。活動に必要な経費として認められる費用は、主に以下の通りです。
 - ・住居、車両等の借りに要する経費
 - ・活動旅費等移動に要する経費
 - ・作業道具、消耗品等に要する経費
 - ・隊員の研修に要する経費
 - ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
 - ・活動報告会等に要する経費

8. 留意事項

- (1) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- (3) 委嘱期間中の住居賃借料等は上記補助対象となりますが、それ以外の食費や光熱水費、引っ越しに係る費用は自己負担となります。
- (4) 委嘱するまでに普通自動車運転免許証等を取得する見込みの方について、委嘱予定日までに取得しない場合は、委嘱は取り消しとなります。

9. 申込受付期間

令和6年12月20日（金曜日）まで ※郵送の場合、当日消印有効

10. 選考の流れ

申込受付期間中に、下記の申込み先まで提出書類を郵送もしくはメールで送付して下さい。※郵送料等は自己負担となります。

<提出書類>

- (1) 阿見町「地域おこし協力隊」応募用紙
- (2) 阿見町「自己PR」用紙
- (3) 住民票抄本（令和6年1月1日以降のもの）
- (4) 普通自動車免許証の写し

<1次選考>【書類審査】1月中旬を予定

提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果を全員に文書で通知し、2次選考の日時については、合格者のみ文書で通知します。

<2次選考>【面接】2月上旬～中旬を予定

1次選考の書類審査に合格した方のみ、面接による2次選考を実施します。面接方法および審査結果については、文書または電話等で通知します。

<最終選考>【面接】2月下旬～3月上旬を予定

2次選考の面接に合格した方のみ、面接による最終選考を実施します。面接方法および審査結果については、文書または電話等で通知します。

11. お問い合わせ・お申し込み先

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL : 029-888-1111 FAX : 029-887-9560

<提出書類の申し込み>

阿見町役場 町長公室 政策企画課

Mail : seisakukikakuka@town.ami.lg.jp 担当 : 飯野、吉田

<隊員の業務内容に関する問い合わせ>

阿見町役場 産業建設部 商工観光課

Mail : shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp 担当 : 佐藤、井手